


タイトル

携帯・スマホアンケート結果(平成 31 年 2 月分)

有効回答数: 70

問 1. 住民票の写しや戸籍謄本等は、第三者(利害関係のある人等)でも取得できます。枚方市では、不正請求や不正取得の抑制を目的として、第三者に住民票の写し等を交付した場合に、交付の事実を本人へお知らせする制度である「本人通知制度」を、希望者を対象に実施しています。本人通知制度をご存知ですか。(必須)

回答	選択人数	%
知っている	25 人	35.71%
知らない(→問 3 へ)	45 人	64.29%




■ 知っている 35.7%
■ 知らない(→問 3 へ) 64.3%

問 2. 問 1 で「知っている」と回答した方にお聞きます。本人通知制度を何でお知りになりましたか。


(あてはまるものをすべて選んでください)

(5 個以内)

回答	選択人数	%	 <ul style="list-style-type: none">■ 市ホームページ 8.8%■ 広報ひらかた 17.5%■ チラシ 1.2%■ 市役所・支所の窓口 7.5%■ その他 10.0%■ 未回答 55.0%
市ホームページ	7 人	8.75%	
広報ひらかた	14 人	17.5%	
チラシ	1 人	1.25%	
市役所・支所の窓口	6 人	7.5%	
その他	8 人	10%	
未回答	44 人	55%	

問 3. 本人通知制度を利用したいと思いますか。(必須)

回答	選択人数	%
利用したい	46 人	65.71%
利用したくない(→問 5 へ)	5 人	7.14%
利用している(→問 6 へ)	5 人	7.14%
わからない(→問 6 へ)	14 人	20%



- 利用したい 65.7%
- 利用したくない(→問 5 へ) 7.1%
- 利用している(→問 6 へ) 7.1%
- わからない(→問 6 へ) 20.0%

問 4. 問 3 で「利用したい」と回答した方にお聞きします。


本人通知制度の登録受付は、市役所と支所の窓口で実施しています。この他に、どのような場所で登録受付できれば便利だと思いますか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

(回答後は問 6 へ進んでください)

(5 個以内)

回答	選択人数	%
枚方市駅市民室サービスセンター	22 人	23.16%
中央図書館	5 人	5.26%
郵送での受付	27 人	28.42%
市役所・支所だけでよい	9 人	9.47%
その他(下記にご入力ください)	8 人	8.42%
未回答	24 人	25.26%



- 枚方市駅市民室サービスセンター 23.2%
- 中央図書館 5.3%
- 郵送での受付 28.4%
- 市役所・支所だけでよい 9.5%
- その他(下記にご入力ください) 8.4%
- 未回答 25.3%

前の設問で「その他」を選んだ方は、内容をご入力ください。(100 文字以内)

回答

回答者:8 人(11.43%) 未回答:62 人(88.57%)

定期的に生涯学習市民センターなど公共施設で行うように広報すれば良い

スマホ・PC からインターネットで登録

生涯学習市民センター

LINE などのアプリで登録できたら簡単

等のご意見をいただきました。

問 5. 問 3 で「利用したくない」と回答した方にお聞きします。その理由をお聞かせください。
 (あてはまるものをすべて選んでください)
 (5 個以内)

回答	選択人数	%
必要と思わない	2 人	2.82%
制度が分かりづらい	0 人	0%
手続きが面倒	2 人	2.82%
他人に取得されたことを知らせてほしくない	2 人	2.82%
その他(下記にご入力ください)	0 人	0%
未回答	65 人	91.55%

- 必要と思わない 2.8%
- 手続きが面倒 2.8%
- 他人に取得されたことを知らせてほしくない 2.8%
- 未回答 91.5%

問 6. 平成 31 年度の市・府民税の申告は、市役所本館 2 階第 2 会議室で 2 月 18 日から 3 月 15 日までの日程で、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで受け付けています(土曜日・日曜日除く。2 月 24 日(日)は開庁)。このことをご存知ですか。(必須)

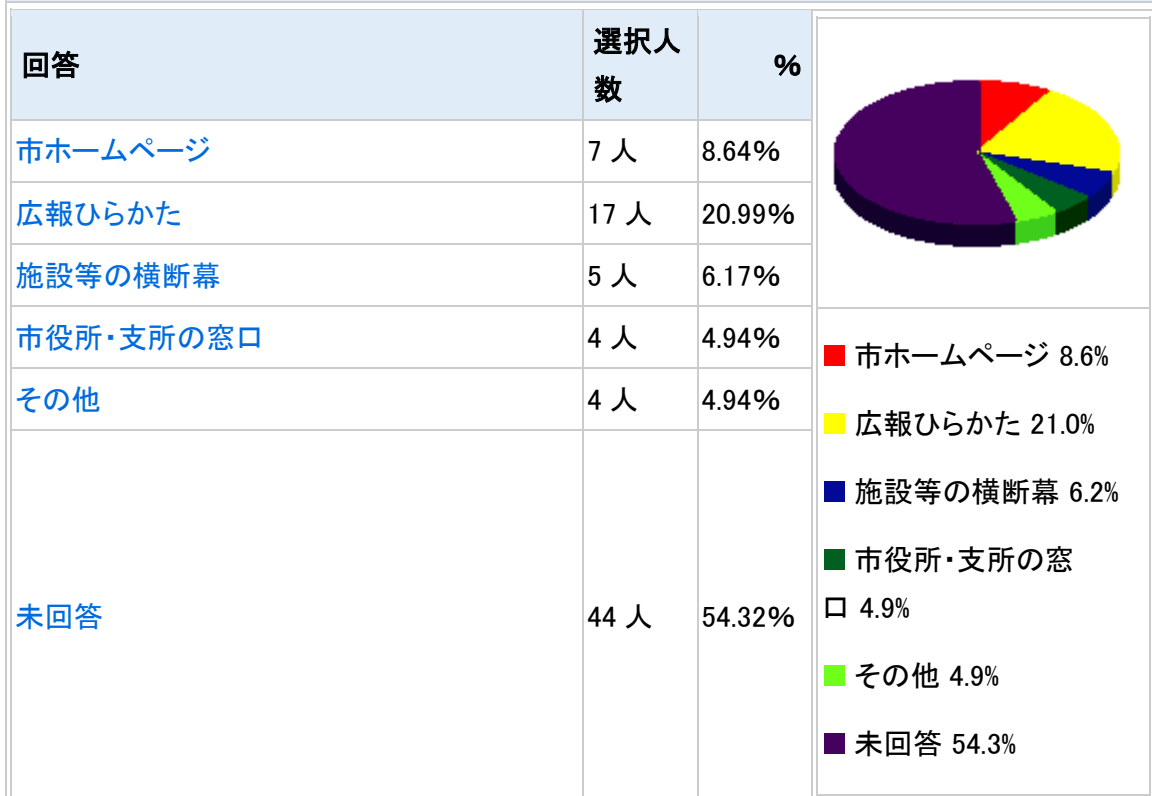
回答	選択人数	%
知っている	26 人	37.14%
知らない(→問 8 へ)	44 人	62.86%

- 知っている 37.1%
- 知らない(→問 8 へ) 62.9%

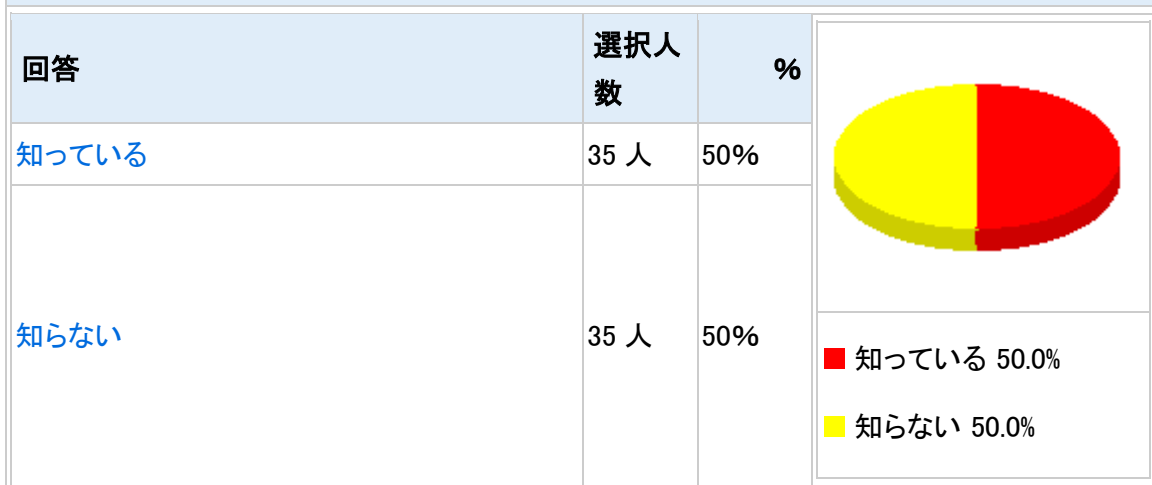
問7. 問6で「知っている」と回答した方にお聞きます。市・府民税の申告を何でお知りになりましたか。

(あてはまるものをすべて選んでください)

(5個以内)




問8. 平成30年度分の市・府民税申告から、「医療費控除の明細書」を作成して提出するだけで、医療費控除が受けられるようになりました(医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります)。このことをご存知ですか。(必須)



問 9. ふるさと寄附(ふるさと納税)でワンストップ特例の申請をした方が、確定申告をする場合、ワンストップ特例が適用されません。そのため、確定申告をする場合、医療費控除等とあわせて、ふるさと寄附についても同時に申告する必要があります。このことをご存知ですか。(必須)


回答	選択人数	%
知っている	24 人	34.29%
知らない	46 人	65.71%



■ 知っている 34.3%
■ 知らない 65.7%

問 10. 平成 31 年 1 月 4 日より「市民税試算システム」を使用して、インターネットで平成 31 年度の「市・府民税申告書」の作成ができるようになりました。入力した項目からは所得税還付の有無や市・府民税額も試算が可能です。利用したいと思いますか。(必須)

回答	選択人数	%
平成 31 年度分から使いたい	8 人	11.43%
機会があれば使いたい	36 人	51.43%
あまり使いたいとは思わない	9 人	12.86%
使いたいとは思わない	3 人	4.29%
わからない	14 人	20%



■ 平成 31 年度分から使いたい 11.4%
■ 機会があれば使いたい 51.4%
■ あまり使いたいとは思わない 12.9%
■ 使いたいとは思わない 4.3%
■ わからない 20.0%

※「%」は小数点第 3 位を切り捨てしているため、合計値に+/-0.1%の誤差が生じる場合があります。